**【別紙】　グループ協定書（参考例）**

○○○○○共同事業体協定書

（目的）

第１条　本協定が定める共同事業体は、○○○○（以下「当該施設」という。）の管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　本協定が定める共同事業体は、○○共同事業体（以下「本事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本事業体は、事務所を福知山市　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本事業体は、平成○○年○○月○○日に成立し、当該業務に係る協定に定められた指定期間（以下「指定期間」という。）の満了の後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、本事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　本事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　　所在地

　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　本事業体は、○○○会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、本事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁及び福知山市と折衝する権限並びに指定管理制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理料の請求、受領及び本事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　本事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の本事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任等）

第９条　各構成員は、当該業務の履行及び第三者との契約その他の業務の履行に伴い本事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　当該業務に係る各構成員の分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、福知山市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第１０条　本事業体の取引金融機関は、○○□□○○支店とし、本事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１１条　本事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

２　前項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第９条第２項の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

（権利義務の譲渡の制限）

第１２条　本協定書に基づく権利義務を第三者に承継または譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第１３条　構成員は、福知山市長及び構成員全員の承認がなければ、指定期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち指定期間の途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、福知山市長の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を行う。

３　第１項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第９条第２項の規定による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１４条　本事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、第４条第１項の期間中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び福知山市長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（構成員の破産又は解散に対する処置）

第１５条　構成員のうちいずれかが第４条第１項の期間中において破産又は解散した場合は、第１３条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１６条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び福知山市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（構成員の加入）

第１７条　第１３条から第１５条までの規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１３条第２項の規定にかかわらず、残存構成員全員及び福知山市長の承認を得て、新たな構成員を本事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条　本事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　○○会社外○社は、上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本○通及び副本１通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については福知山市長に提出するものとする。

○○年○○月○○日

　　所在地

　　商号又は名称

　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　所在地

　　商号又は名称

　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別　表

○○共同事業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名（団体名） | 分　担 | 出資金・出資比率 |
| （代表者）  ○○○□□会社 | １　○○の管理に関すること  ２　△△の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| ○○○○○ | １　□□の管理に関すること  ２　▽▽の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |

注１　上記「分担」については、協定締結時点で想定する分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注２　本協定書第９条第３項の定めるところにより、上記責任分担表は、福知山市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

注３　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。